

＜反社会的勢力との関係排除に関する誓約条項＞

加盟店は、反社会的勢力との関係遮断のため、次のとおり確認するものとします。なお、本誓約は、株式会社日本決済情報センター（以下「当社」といいます）、及び加盟店の間において締結する全ての契約（現在、及び将来の契約、覚書等を含むものとし、それらを総称して、以下「各契約等」といいます）に適用することに合意します。

第1条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店（役職員、加盟店の代理人、若しくは媒介する者、加盟店の主要な出資者、又は経営に実質的に関与するものを含みます。以下同じ）は、以下の各号に記載する者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、且つ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団
 - （2）暴力団員
 - （3）暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - （4）暴力団準構成員
 - （5）暴力団関係企業
 - （6）総会屋
 - （7）社会運動標ぼうゴロ
 - （8）政治運動標ぼうゴロ
 - （9）特殊知能暴力集団
 - （10）その他これらに準ずる者
2. 加盟店は、以下の各号に該当しないことを表明し、且つ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）加盟店、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 加盟店は、加盟店、又は第三者を利用して、以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約致します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - （5）換金を目的とする商品の販売行為

- (6) 合理的な理由なく、加盟店（代表者、及びその関係者を含みます）が保有するカード等を使用する、各契約等にかかる取引、及び信用販売行為等の一切の取引
 - (7) その他、前各号に準ずる行為
4. 加盟店が本条第1項、第2項、第3項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、当社がその報告を求めた場合、加盟店は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
 5. 当社は、加盟店が本条第1項、第2項、第3項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、各契約等に基づく取引関係について、一時的に停止することができるものとし、この求めがあった場合には、加盟店は、乙が取引関係の再開を認めるまでの間、当該行為を行うことができないものとします。
 6. 加盟店が本条第1項、第2項、第3項の規定に違反していることが判明した場合、又は本条第1項、第2項、第3項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、加盟店が当社との間において締結した各契約等に基づく取引関係を継続することが不適切であると当社が認めた場合には、当社は、直ちに各契約等の全部、又は一部を解除できるものとし、且つ、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合、当社に生じた損害のすべてを加盟店が賠償するものとします。
 7. 前項の規定により、各契約等の全部、又は一部を解除した場合でも、加盟店は、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは各契約等の各条項が適用されるものとします。

第2条（再委託先に対する義務）

加盟店は、各契約等に基づき、業務の全部、又は一部を第三者に委託する場合、再委託先（当該再委託が数次にわたる場合は全ての再委託先をいいます。以下同じ）に対し、本誓約書の定めを履行させる義務を負むものとします。

第3条（通知）

加盟店は、前二条に違反する事実が判明した場合、直ちに当社へ通知するものとします。

第4条（各契約等の解除）

- (1) 加盟店が本誓約書に違反した場合、当社は何らの通知催告を要せず、直ちに各契約等の全部、又は一部を解除することができるものとします。
- (2) 加盟店が、各契約等に基づき、業務の全部、又は一部を第三者に委託する場合、再委託先が本誓約書の定めを履行しないときは、当社は、加盟店に対し、再委託先との契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができるものとします。
- (3) 当社が前項の措置を求めたにもかかわらず、加盟店がそれに従わなかった場合には、当社は、加盟店との間において締結した各契約等を直ちに解除することができるものとします。

第5条（損害賠償）

前条の規定による解除により当社に損害が生じた場合、加盟店がその責任を負うものとし、当社の解除により加盟店に損害が生じた場合でも、加盟店は当社に対し、当該損害について損害賠償を請求できないものとします。

第6条（その他）

本誓約書の条項の規定が、各契約等の規定に抵触する場合には、各契約等に規定する条項を優先するものとし、特段の定めがない場合には、本誓約書の規定が優先するものとします。

以 上

2019年1月9日制定
2020年10月24日改定